

I 実施要領

1 調査の目的

東京都内の公立学校において、保護者が負担する学校教育費の実態を把握し、教育行政の基礎資料とする。

2 調査の対象

東京都内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校及び特別支援学校

平成28年5月1日現在

学校種別	学校数	分校	在学者数	学校種別	学校数	分校	在学者数
幼稚園	175	-	12,993	高等学校(定時制)	55	-	12,529
小学校	1,280	-	565,145	高等学校(通信制)	3	-	1,474
中学校	613	1	230,155	中等教育学校	6	-	5,607
義務教育学校	6	-	5,439	特別支援学校	63	-	12,372
高等学校(全日制)	173	-	125,230	合計	2,374	1	970,944

注1) 分校は外数である。

注2) 中学校は二部授業(夜間学級及び日本語学級(夜間))及び通信制を含む。

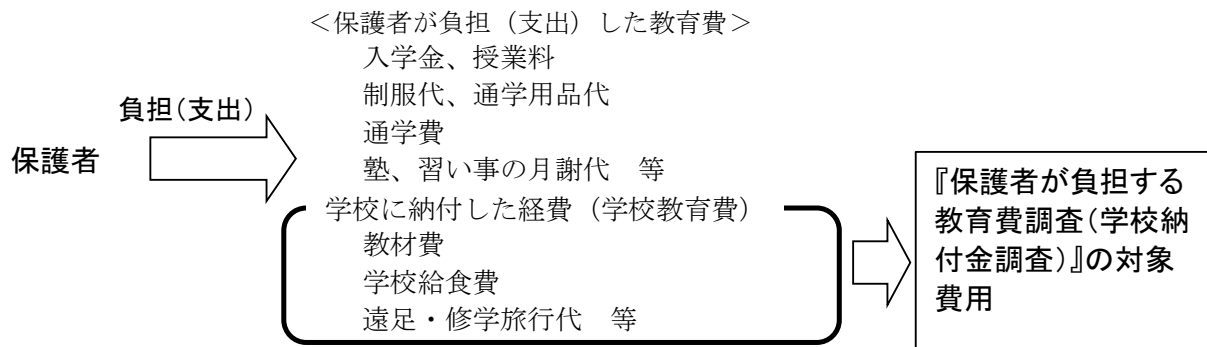
注3) 高等学校の学校数は、全日制・定時制併置校(通信制併置校含む。)の場合は、それぞれの課程に計上している。

3 調査の内容

平成28会計年度に保護者が学校教育活動のために負担した費用について、「PTA会計」、「その他の会計」及び「学校徴収金」の各会計別に分類し、更に使途別に「受益者負担額」、「PTA・学校後援会等活動運営費」及び「従来の私費」に区分して調査した。

また、「受益者負担額」及び「従来の私費」は、使途別内訳についても調査した。

(1) 調査対象となる費用(学校教育費)



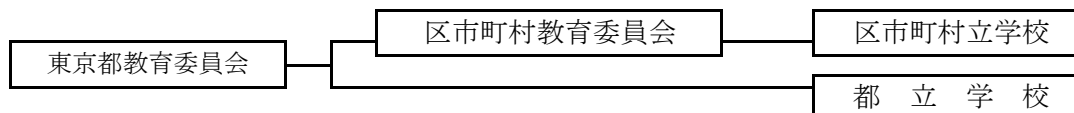
(2) 調査対象外経費(保護者からの徴収金以外の経費)

会計	調査対象外経費
P T A 会計 その他の会計	教職員の会費、バザー売上金、リサイクル収益金、保険加入の事務手数料、寄付金、祝い金、助成金等
学校徴収金	公費の財源となる経費(高等学校等の授業料等) 預金、貯金に類する経費 国、都、区市町村からの補助金(「要保護及準要保護児童生徒援助費」「就学奨励費」等)

4 調査の方法

全数調査方式により実施した。

なお、調査票は学校長が作成し、次の調査系統により提出された。



5 調査事項の説明

(1) 会計

会計	内 容
P T A 会 計	名称を問わず、PTA及びPTAと同一の活動目的を持つ団体の会計
その他の会計	1. PTAに該当せず保護者に経費の負担を依存する団体の会計 学校後援会会計、校友会会計等 2. 「PTA会計」に該当するが、特別会計により処理したもの 周年行事会計、卒業対策費会計等
学校徴収金	本来児童・生徒に還元される性質の徴収金で、その年度に支出された経費(上記「PTA会計」、「その他の会計」を除く。) 学校給食費、修学旅行費、学級会費、生徒会費、学年積立金等 1. 学校が学校教育活動のために徴収したもの 2. 全学校・全学年又は全学級を単位として徴収したもの 3. 定額を児童・生徒から徴収したもの

(2) 収入及び支出区分

区 分	内 容
I 収 入 額	その年度に保護者が納入した金額(繰越金・預金利息を含む。) 決算報告書の収入額から調査対象外経費を除いた金額
II 支 出 額 (1 + 2)	その年度に支出した全ての金額 決算報告書の支出額から調査対象外経費を除いた金額
1 計 (ア + イ + ウ)	この調査において支出とみなす経費 (以下「実支出額」という。)
ア 受 益 者 負 担 額	利益が児童・生徒に直接還元される性質の経費 教材、クラブ活動、遠足、修学旅行、学校給食費等
イ P T A・学校後援会 等 活 動 運 営 費	「PTA」や「学校後援会」等の活動や運営のために支出した経費、「PTA」等主催の事業に要した経費
ウ 従 来 の 私 費	公費不足等(単価、規模)のため、その年度限りPTA等からやむを得ず支出した経費、主に「学校」や「教職員用」に要した経費
2 そ の 他 の 経 費	積立金(預貯金)、同窓会費、日本スポーツ振興センター掛金、返還金等
III 翌年度への繰越金	決算報告書の繰越金(積立金(預金)を除く。)

(3) 項目内容

学校教育費の用途別支出区分(3ページ参照)

6 調査結果数値の説明

(1) 実支出額

前ページ5 (2) の「受益者負担額」、「PTA・学校後援会等活動運営費」及び「従来の私費」を足したもので調査の基礎となる数字

(2) 一人当たり経費

実支出額を平成28年5月1日現在在籍の児童・生徒数で除した金額

項目内容説明

支出区分	項目番号	内 容
教科活動費	11	学習指導要領に基づいて作成される指導計画において、「教科活動」に要した経費(教科外活動のうち、小学校の外国語活動、道徳、総合的な学習の時間及び自立活動は該当する。)
クラブ活動	12	クラブ活動に要した経費(幼稚園は該当しない。)
儀式	13	学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、儀式的行事に要した経費
学校行事	14	学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、文化的行事、健康安全・体育的行事及び勤労生産・奉仕的行事に要した経費
遠足・移動教室	15	学習指導要領に基づいて作成される指導計画により実施した「学校行事」のうち、遠足・集団宿泊的行事に要した経費
修学旅行	16	学習指導要領に基づいて作成される指導計画において、「学校行事」として実施した遠足・集団宿泊的行事のうち、義務教育学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校中学部及び高等部の修学旅行に要した経費(原則として生徒の個人負担。幼稚園、小学校並びに特別支援学校幼稚部及び小学部は該当しない。)
学校給食	17	学校給食に要した経費(教職員用食材費は該当しない。給食用物品類は該当しない。)
生活・進路指導	18	教育相談、日常生活指導及び進路指導に要した経費
学級会・生徒会活動	19	学級会及び児童会・生徒会活動に要した経費
保健・衛生・安全	21	保健室管理運営、救急処置、健康診断、環境衛生、予防処置等及び防災備蓄品に要する経費
校舎内施設 消耗品費	22	校舎施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した消耗品経費
校舎内施設 備品費	23	校舎施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した備品経費
校舎内施設 修繕費	24	校舎施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した修繕経費
校舎外施設 諸経費	25	校舎外施設の土地、建物並びに設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した諸経費
学校図書館	26	学校図書館の運営、資料の整理、管理、利用及び図書購入に要した経費
渉外関係	27	外部との連絡交渉及び学校行事等の来賓接待に要した経費
所定支払金	28	地代・借料、校長会、研究会負担金及び分担金等に要した経費
教務事務従事者	29	教務事務従事者の賃金及び臨時職員(アルバイト含む。)に要した経費
その他	30	項目11～29に区分しない経費、教育課程の編成、指導要領の整理等に要する経費 文書、服務、人事、給与、その他学校事務に要する経費及び教職員への謝礼金・旅費